



発行 東京都

目次

62

条 例

- 東京都地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)……二
- 東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………(同)……三
- 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……五
- 東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(同)……六
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……七
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………(同)……七
- 東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……七
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………(同)……八
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……八
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……九

条例のあらまし

- 東京都地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第六二号)
 - 一 地域医療医師奨学金事業の充実を図るため、返還債務の履行猶予に係る規定を改めます。
 - (例) 返還債務の履行猶予の理由に育児、介護等を追加します。
 - 二 この条例は、公布の日から施行します。
- 東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第六三号)
 - 一 看護師等修学資金貸与事業の充実を図るため、貸与の申込資格に都内に住所を有し、都外に所在する養成施設等に在学する者を追加するほか、所要の改正を行います。
 - 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。
- 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六四号)
 - 一 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令 (令和三年厚生労働省令第八〇号) の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準 (昭和四一年厚生省令第一八号) の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
 - 二 この条例は、令和三年八月一日から施行します。

●東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第六五号)

- 一 介護保険法施行令等の一部を改正する政令 (令和三年政令第九七号) の施行による介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成一〇年政令第四一三号) の改正に伴い、貸付金の償還方法の特例を定めます。
- 二 この条例は、令和三年八月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六六号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和三年厚生労働省令第五五号) の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二三年厚生省令第六三三号) の改正に伴い、電磁的記録に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年七月一日ほかから施行します。

●東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 (条例第六七号)

- 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令 (令和三年政令第一四一号) の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六八号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和三年厚生労働省令第五五号) の施行による婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成一四年厚生労働省令第四九号) の改正に伴い、電磁的記録に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、令和三年七月一日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 (条例第六九号)

- 一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等について貸付限度額を引き上げます。
- (例) 事業開始資金の貸付限度額
 - 二、九三〇、〇〇〇円 ↓ 三、〇三〇、〇〇〇円
- 二 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七〇号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和三年厚生労働省令第五五号) の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成二四年厚生労働省令第一五号) の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、令和三年七月一日から施行します。

●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七一号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和三年厚生労働省令第五五号) の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成二四年厚生労働省令第一六号) の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、令和三年七月一日から施行します。

条 例

東京都地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十二号

東京都地域医療医師奨学金貸与条例の一部を改正する条例

東京都地域医療医師奨学金貸与条例(平成二十年東京都条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「臨床研修」の下に「(以下単に「臨床研修」という。)」を加え、同条第五号中「災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。)」があると認められる期間(通算して三年間を上限とする。)」を「次号に掲げる期間」に改め、同条に次の一号を加える。

六 指定勤務の中断期間 災害、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。))があると認められる期間又は臨床研修後、五年以上指定勤務に従事した場合において、診療上の能力開発に資する理由があると認められ、かつ、学校教育法第九十七条の規定による大学院に進学している若しくは外国で診療、研究等に従事している期間(これらの期間を合算して四年間を上限とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。))をいう。
第十四条中ただし書及び第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定勤務の中断期間に該当するとき。

第十八条第二号中「医師法第十六条の二に規定する」を削り、同条に次の二号を加える。

四 指定勤務 大学を卒業する日の属する年度から大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格した後、速やかに免許を取得し、次号に掲げる期間を除き、直ちに、病院等において引き続き医師の業務に従事することをいう。

五 指定勤務の中断期間 やむを得ない理由があると認められる期間(通算して四年間を上限とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。))をいう。
第十九条中「第三条第一号から第四号まで及び第四条から第六条まで」を「第三条か

ら第六条まで」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六十三号

東京都看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都(以下「都」という。))の区域内に所在する保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者並びに看護師免許を取得し、都の区域内に所在する大学院の修士課程」を「養成施設に在学する者及び看護師免許を取得し、大学院」に、「将来都の区域内」を「将来東京都の区域内(以下「都内」という。))」に、「修学資金」を「看護師等修学資金(以下「修学資金」という。))」に、「都の区域内の」を「都内の」に改める。
第二条を次のように改める。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 養成施設 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。))第十九条から第二十二号までの規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校及び知事が指定した養成所をいう。

二 大学院 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条の規定による大学院(看護に関する専門知識を修得するための修士課程に限る。))をいう。

三 看護業務 養成施設に在学する者にあつては保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいい、大学院に在学する者にあつては保健師、助産師又は看護師の業務

をいう。

四 指定施設 看護職員の確保が特に必要と認められる施設として、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

五 都内施設 看護職員の確保が必要と認められる施設として、規則で定めるものをいう。

第三条中「看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）は、第一種貸与及び第二種貸与とし、」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 養成施設又は大学院に在学している者（東京都の区域外（以下「都外」という。）に所在する養成施設又は大学院に在学している者にあつては、都内に住所を有するもの（以下「都外在学者」という。）に限る。）であること。

第三条第五号中「第一種貸与を受けようとする者のうち、」を削り、「養成施設卒業後都の区域内において引き続き五年以上」を「卒業後」に改め、「の修士課程」を削り、「大学院修了後都の区域内」を「修了後、都内」に改め、「第二種貸与を受けようとする者にあつては、養成施設卒業後又は大学院修了後都の区域内において」を削り、同条に次の一号を加える。

六 都外在学者にあつては、貸与期間（第四条の二に規定する貸与期間をいう。）の初日に、都内に住所を有すること。

第四条を次のように改める。
（貸与金額）

第四条 修学資金の貸与額は、次に掲げる額のうちから修学資金の貸与を受けようとする者が選択した額とする。

一 月額二万五千元

二 月額五万円

三 月額七万五千元

四 月額十万円

第四条の二中「修士課程」を削る。

第九条第一項中「一」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合は、」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「見込」を「見込み」に改め、同号を同項第五号とし、

同項第三号中「いつわりの申込」を「偽りの申込み」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「見込」を「見込み」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 都外在学者にあつては、都外に転出したとき。

第九条第一項に次の一号を加える。

七 死亡したとき。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条第一項各号列記以外の部分中「やむを得ない理由」を「災害、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）」に、「次の各号のいずれかに」を「第一号に」に、「当該各号」を「同号」に、「第一種貸与者及び第二種貸与を受け、養成施設卒業後又は大学院修了後に都の区域内において看護業務に従事した者にあつては、貸与を受けた期間（第九条第二項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。以下同じ。）に相当する期間内（第一種貸与者で大学院修士課程において貸与を受けた者にあつては十年以内）に、第二種貸与を受けた者（以下「第二種貸与者」という。）のうち養成施設卒業後又は大学院修了後に都の区域内において看護業務に従事しなかつた者にあつては、貸与を受けた期間に相当する期間の二分の一の」を「第二号又は第三号に該当する場合は当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から六月を経過した日から起算して、規則で定める」に改め、「債務」の下に「（以下「返還債務」という。）」を加え、同項第一号中「第九条第一項」を「第九条第一項第一号から第五号まで又は第七号」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第九条第一項第六号の規定により修学資金の貸与をやめられた者が、養成施設を卒業し、又は大学院を修了したとき。

三 貸与期間が終了したとき。

第十一条第一項第四号及び第五号を削る。

第十二条第一項中「返還の債務の履行」を「返還債務の履行の全部又は一部」に改め、同項第一号中「第九条第一項」を「第九条第一項第二号、第三号又は第五号」に改め、

「修士課程」を削り、同項第四号中「災害、疾病その他の」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第一種貸与者のうち、」を削り、「指定施設において」を「養成施設卒業後」に改め、「修士課程」を削り、「都の区域内」を「修了後、直ちに、指定施設又は都内施設において看護業務に従事し、引き続き当該各施設」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「養成施設」を「養成施設」に改め、「修士課程」を削り、「大学院修了後」を「修了後」に、「大学院博士課程」を「博士課程」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される法第十七条に規定する保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験（以下「試験」と総称する。）に合格しなかつた者であつて、都内で看護業務に従事する意思を有し、かつ、養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格し、看護業務に係る免許（以下「免許」という。）を取得しようとする意思を有しているとき。

第十二条第二項を次のように改める。

2 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される試験又は養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格した者が、免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該看護業務に準ずる業務を前項第四号に規定する看護業務とみなす。

第十二条第三項を削る。

第十三条を次のように改める。

(返還債務の免除)

第十三条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。この場合において、やむを得ない理由により看護業務に従事できなかった期間については、当該各号に規定する看護業務に従事した期間に含めないものとする。

一 第四条第一号又は第二号に掲げる額の貸与を受けた者のうち、養成施設において貸与を受けたものにあつては免許取得後、大学院において貸与を受けたものにあつては修了後、直ちに、指定施設において引き続き五年間看護業務に従事したとき。

二 第四条第三号又は第四号に掲げる額の貸与を受けた者のうち、養成施設において貸与を受けたものにあつては免許取得後、大学院において貸与を受けたものにあつては修了後、直ちに、指定施設において引き続き五年間又は七年間看護業務に従事したとき。

三 養成施設において貸与を受けた者にあつては免許取得後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、都内施設において引き続き五年間看護業務に従事したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずるものとして規則で定めるものに該当するとき。

五 看護業務を行つている期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたとき。

2 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される試験又は養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格した者が、免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該看護業務に準ずる業務に従事した期間を前項に規定する看護業務に従事した期間とみなす。

第十四条中「五パーセント」を「三パーセント」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例の規定に基づき看護師等修学資金の貸与を決定された者に係る看護師等修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十四号

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

例 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。
(就業環境の整備)

第七条の二 保護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(業務継続計画の策定等)

第七条の三 保護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第八条に次の一項を加える。
3 保護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第十七条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第七条の三の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十七条第二項(改正後の条例第二十五条、第三十一条(改正後の条例第四十条において準用する場合を含む。))及び第三十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十五号

東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都介護保険財政安定化基金条例(平成十二年東京都条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第八項とし、附則第三項の次に次の四項を加える。

(令和三年度から令和五年度までの貸付金の償還方法の特例)

4 令附則第二条の二第一項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第六条中「三で」とあるのは「六で」と、「次の計画期間」とあるのは「令和六年度から令和十一年度まで」と、「令第十二条第二項に規定する拠出金の額の計算の例」とあるのは「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

5 令附則第二条の二第二項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第六条中「三で」とあるのは「九で」と、「次の計画期間」とあるのは「令和六年度か

ら令和十四年度まで」と、「令第十二条第二項に規定する拠出金の額の計算の例」とあるのは「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

(令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還方法の特例)

6 令附則第二条の第三第一項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第六条中「三で」とあるのは「六で」と、「次の計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十四年度まで」と、「令第十二条第二項に規定する拠出金の額の計算の例」とあるのは「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

7 令附則第二条の第三第二項の規定により償還期限の延長を行った場合においては、第六条中「三で」とあるのは「九で」と、「次の計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十七年度まで」と、「令第十二条第二項に規定する拠出金の額の計算の例」とあるのは「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第六十六号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第百条・第百一条）」を「（第百条―第百二条）」に改める。

第七十四条第三項ただし書中「児童四十人以下を通所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「第一項ただし書に規定する施設及び場合にあっては、それぞれ同項ただし書に規定する職員」に改める。

第百一条を第百二条とし、第百条を第百一条とし、第十五章中同条の前に次の一条を

加える。

（電磁的記録）

第百条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第七十四条第三項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第六十七号

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和三十九年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に、「附則第九条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

●東京都条例第六十八号

東京都知事 小 池 百合子

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十条・第二十一条）」を「（第二十条―第二十二條）」に改める。

第二十一条を第二十二條とし、第二十条を第二十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第二十条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十九号

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「二、九三〇、〇〇〇円」を「三、〇三〇、〇〇〇円」に改

め、同表事業継続資金の項中「一、四七〇、〇〇〇円」を「一、五二〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項中「四九、五〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和三年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第九十一条・第九十二条）」を「（第九十一条―第九十三条）」に改める。

第九十二条を第九十三条とし、第九十一条を第九十二条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第九十一条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十七条第一項（第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第二十一条（第五十三条の五、第五十七条、第六十九

条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十一号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第五十七条・第五十八条)」を「(第五十七条―第五十九条)」に改める。
第五十八条を第五十九条とし、第五十七条を第五十八条とし、第四章中同条の前記次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十七条 指定障害児入所施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十四条(前条において準用する場合を含む。)、第十八条第一項(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

